

## 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要等について

### 1 改正の理由

駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、関係手続等の合理化及び簡素化が図られたこと等に伴い、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を改正するものです。

### 2 改正案の概要

- (1) 交通規制の対象から除く車両を見直すこととします。（第4条第1項及び様式第6号関係）
- (2) 標章交付申請書を除外標章交付申請書に改めることとします。（第4条第2項及び第3項並びに様式第10号関係）
- (3) 第4条第1項第2号又は第3号に規定する標章の申請について、除外標章交付申請書に添付する書面を見直すこととします。（第4条第3項関係）
- (4) 第4条第1項第2号又は第3号に規定する標章の再交付申請及び記載事項変更届について規定することとします。（改正後の第4条第6項及び第7項、改正後の様式第11号並びに様式第11号の2関係）
- (5) 歩行者用道路通行許可車を通行禁止道路通行許可証に改めることとします。（第6条第2項及び改正前の様式第11号関係）
- (6) 警察署長の行う駐車許可の要件を見直すこととします。（第7条第1項第4号及び第2項第4号関係）
- (7) 駐車許可を申請する場合において、用務の性質上、当該許可を受けようとする駐車場所が、二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長に提出すれば足りることとします。（第7条第3項関係）
- (8) 駐車許可申請書に添付する書面を見直すこととします。（第7条第4項関係）
- (9) 駐車許可証の再交付申請及び記載事項変更届について規定することとします。（第7条、改正後の様式第13号及び様式第13号の2関係）
- (10) その他所要の規定の整理をすることとします。